

## 品川区における新型コロナウイルス感染症に係る公表の基準

制定 令和2年10月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定

改正 令和3年1月8日

### 1. 公表の目的

区は、新型コロナウイルス感染症について、正確な情報を発信することにより、当該感染症拡大防止の取り組みを適切に行うものとする。

### 2. 公表の対象

次の(1)から(3)の感染事例において、区民に公表することにより、感染拡大防止に資すると認められる場合に公表する。

- (1) 区の職員が感染した場合
- (2) 区の施設で感染者が発生した場合
- (3) 区が関与する施設または事業において感染者が発生した場合

上記に関わらず、区内で5人以上の患者集団の発生があった場合で、広く注意を喚起する必要がある場合は、公表するものとする。

### 3. 公表の内容

次の情報のうち、必要な情報を公表するものとする。

- (1) 感染者の年代、発症日、症状、経過、接触者の有無など
- (2) 感染者の渡航歴、行動歴など
- (3) 感染者が利用した施設の類型
- (4) 公衆衛生上の対策その他必要な事項

### 4. 公表の方法

- (1) プレスリリース
- (2) 区ホームページ

### 5. 公表における留意事項

- (1) 公表により、差別や偏見、風評被害等が生じることがないように感染者等が特定されないよう配慮する。
- (2) 個人情報やプライバシーを保護するとともに、人権に十分配慮する。
- (3) 区の施設以外で感染者が発生した場合は、当該施設と調整を行う。